

川崎市教育委員会規則第1号

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月17日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する
規則

(川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条の2～第22条」を「第11条の2～第21条」に、「第23条～第26条」を「第22条～第25条」に、「第27条～第33条」を「第26条～第32条」に、「第34条・第35条」を「第33条・第34条」に改める。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、第6章中第23条を第22条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り上げ、第7章中第27条を第26条とし、第28条から第33条までを1条ずつ繰り上げ、第8章中第34条を第33条とし、第35条を第34条とする。

(川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条—第29条」を「第19条—第28条」に、「第30条—第32条」を「第29条—第31条」に、「第33条—第35条」を「第32条—第34条」に、「第36条」を「第35条」に、「第37条—第39条」を「第36条—第38条」に改める。

第27条を削り、第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、第7章中第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、第32条を第31条とし、第8章中第33条を第32条とし、第34条を第33条とし、第35条を第34条とし、第9章中第36条を第35条とし、第10章中第3

7条を第36条とし、第38条を第37条とし、第39条を第38条とする。
。

(川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の2～第27条」を「第16条の2～第26条」に、「第28条」を「第27条」に、「第29条～第32条」を「第28条～第31条」に、「第33条・第34条」を「第32条・第33条」に改める。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第7章中第28条を第27条とし、第8章中第29条を第28条とし、第30条から第32条までを1条ずつ繰り上げ、第9章中第33条を第32条とし、第34条を第33条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。